

PHOENIX Alumni 会則

平成 1 5 (2003) 年 4 月制定

平成 1 8 (2006) 年 6 月改正

平成 2 2 (2010) 年 6 月改正

令和 6 (2024) 年 6 月改正

PHOENIX Alumni

PHOENIX Alumni 会則

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は「^{フェニックス アルムナイ}PHOENIX Alumni」と称する。

第2条 (組織) 本会は東京実業高等学校マーチングバンド部 PHOENIX REGIMENT(以下 PR とする) の OB・OG をもって組織する。

第3条 (目的) 本会は PR の OB・OG の 会員相互の親睦と現役部員の後援を目的とする。

第4条 (事業) 本会は第3条の目的を達成する為の事業を次の通り行うものとする。

- (1) 寄付金活動による PR の財政援助。
- (2) グッズ販売による PHOENIX Alumni 活動費の確保、及び PR の財政援助。
- (3) SNS を活用した広報、及び PR 新入部員のリクルート。
- (4) PR 保護者会との連携による現場支援体制の構築。
- (5) PR の各種大会及び合宿等での差入等。
- (6) 会員相互の親睦を図る為の催し。
- (7) その他現役部員の好成績に繋がる有意義な諸事業。

第5条 (事務局) 本会の事務局は下記に置く。

〒144-0051 東京都大田区西蒲田 8-18-1 東京実業高等学校マーチングバンド部内 PHOENIX Alumni 事務局
お問合せ先 E.mail : p.regiment.alumni@gmail.com

第2章 会員

第6条 (入会) 入会は現役卒業時に全部員自動入会となる。

- (1) 入会時に名簿登録をする。
- (2) 入会金として一律 ¥5,000- を卒業前に行う入会説明会にて徴収する。

第7条 (退会) 会員は次の事由が生じた場合はその旨を会長に届け出て退会する。

- (1) 会員として本会の名誉を著しく汚し、非協力的とみなされ役員会の議決により除名された場合。
- (2) 会員申し出の退会理由を役員会の議決により承認された場合。

第3章 役員

第8条（役員） 本会に次の役員をおくことができる。

- ・会 長 1名 ・副 会 長 2名
- ・会 計 1名 ・会計補佐 1名 ・会計監査 2名
- ・事務局長 1名 ・事務局補佐 2名 ・監 事 1名
- ・理 事 若干名

第9条（役員の選任・任期）

- (1) 会長、副会長の選任は、役員から推薦された者から選出、または、会長、副会長により任命し、総会において承認を得る。
- (2) 役員任期満了による退任者が生じたときは、募集による応募者、並びに役員より推薦された者から選出をし、総会において承認を得る。
- (3) 役員任期中に欠員が生じたときは、その任期の残余期間に限定して会長が選任することができる。
- (4) 役員任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

第10条（役員の解任） 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、業務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その解任に相当する事項が認められるとき。

第11条（役員業務） 役員業務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会の円滑なる運営を計り業務を統括する。また、PR、並びにPR保護者会との情報共有を行う。
- (2) 副会長は会長の補佐、及び会長不在時の会長代行をする。
- (3) 会計、及び会計補佐は本会の会計業務を行い総会において会計報告を行う。
- (4) 会計監査は会計担当が作成した会計報告書の内容を監査し、総会において会計監査報告を行う。
- (5) 監事は理事の業務執行を監督することを委任された者であり、PHOENIX Alumniの財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
- (6) 事務局長、及び事務局補佐は会員情報管理、並びに理事業務の統括運営を行う。また、各代窓口の取りまとめを行う。
- (7) 理事は担当業務を行う。

第12条（役員活動） 役員活動として以下の管理・運営をする。

- (1) 寄付金活動
 - ア) 寄付金サイトによる単発、定期寄付者の募集、運営

- イ) 演奏会、総会などでの寄付金活動
- ウ) ホームページなどへの広告収入活動

- (2) グッズ制作・販売、寄付金返礼品制作活動
 - ア) 演奏会、販売サイトなどでのグッズ販売

- (3) メディア広報活動
 - ア) ホームページの運営
 - イ) SNS 各種の運営

- (4) 現場支援活動
 - ア) リクルート支援 ※P・R顧問と連携
 - ア) 本番時の支援
 - イ) 衣装、ソーイング支援 ※P・R 保護者会と連携

第4章 名誉役員

第13条 (名誉役員)

- (1) 本会は顧問・相談役・その他名誉役員をおく事が出来る。
- (2) 名誉役員は本会が必要とする時に役員会にて選考、承認を経て会長がこれを委属する。

第5章 総会

第14条 (総会)

- (1) 総会は原則として毎年6月に開催する。尚、必要に応じて会長は臨時総会を招集する事が出来る。
- (2) 総会は会員数の3分の1以上の出席がなければ開催する事ができない。但し、委任状をもってこれにかえる事が出来る。尚、委任状の提出が無い場合は委任したとみなす。
- (3) 議事は会員の過半数で決する。
- (4) 議決可否同数の時は会長の決するところによる。
- (5) 議長は理事が総会を進行する。
- (6) 総会終了後、事務局は議事録を作成し、会長の署名を得てこれを本会の共有クラウドに保存する。

第15条（総会審議） 総会の審議事項は次の通りとする。

- (1) 活動報告及び活動計画。
- (2) 会計報告並びに監査報告及び収支予算案。
- (3) 役員を選出及び承認。
- (4) 会則及び会の組織改正。
- (5) その他必要と認めたもの。

第6章 役員会

第16条（役員会）

- (1) 役員会は年4回（4月、7月、10月、1月）を定期とする。尚、必要に応じて会長は臨時役員会を招集する事ができる
- (2) 役員会は役員をもって構成する。
- (3) 役員会は必要に応じ会長が招集する。
- (4) 役員会は役員の出席をもって成立し、議事は役員の過半数で決する。但し、委任状をもってこれにかえる事が出来る。
- (5) 議決可否同数の時は会長の決するところによる。
- (6) 役員会は会則に定める事項の他、総会から付託された事項を審議する。
- (7) 役員会終了後、事務局は議事録を作成し、会長の署名を得てこれを本会の共有クラウドに保存する。

第17条（会則の改定）

この会則は、役員提案により総会にて改定することができる。総会に出席した会員（但し、委任状による出席を妨げない）の過半数の賛成をもって決議し、可否同数の時は、議長の決するところにより改定することができる。

第7章 役員活動費補助

第18条（役員補助金） 役員補助金は以下の通りとする。

- (1) 定期役員会、臨時役員会の際に掛かる諸費用相当を補助する。但し、本会財政状況によっては規定額を上限としこの限りではない。また、リモート参加による場合は該当しない。
 - ア) 1回につき1人1,000円
- (2) 理事の各業務活動における移動費相当を補助する。但し、本会財政状況によっては規定額を上限とし、この限りではない。

- ア) SNS (YouTube、TikTok) 動画撮影活動 全体につき月 5,000 円
- イ) 現場支援 (本番支援、施設予約、ソーイング支援) 1 回につき 1 人 1,000 円
- ウ) その他、移動を伴う業務が発生した場合 1 回につき 1 人 1,000 円

第 8 章 会 計

第 19 条 (会計) 本会の会計は会員会費、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 20 条 (入会費) 現役卒業時に入会と共に一律 ¥5,000- を徴収する。

第 21 条 (臨時会費) 特別に費用が必要になった場合、役員会の決定により臨時会費を徴収する事が出来る。

第 22 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 情報開示

第 23 条 (帳簿等の閲覧)

本会の運営に関する予算書、決算書、帳簿、本会の金銭を預け入れる Web 帳票、本会の基本財産にかかる台帳、ならびに証書等については、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、会員はそれらの資料を常に開示請求できるものとする。

第 24 条 (ホームページへの情報開示) ホームページへは以下の情報を掲載する。

- (1) 会長、副会長挨拶
- (2) 役員紹介
- (3) 組織図
- (4) 活動理念、方針
- (5) 活動計画、報告
- (6) 会則
- (7) その他リンク (PR 他)

第 25 条 (個人情報)

- (1) 本会の運営に必然的に伴う会員個人を特定出来る情報の取り扱いについては、個人情報を取り扱う者が遵守すべき事項を適正に遂行し、会員個人の権利利益を保護しなければならない。
- (2) 前項の規定に関して必要な事項は別に定める。

第 10 章 その他

第 26 条（諸法令の準用）

この会則に別段の定めがないもので必要がある場合は、その他諸法令を準用するものとする。

付則 本会則は平成 15 年 4 月 1 日より発効する。
本会則は平成 18 年 6 月をもって一部改正する。
本会則は平成 22 年 6 月をもって一部改正する。
本会則は令和 6 年 6 月をもって一部改正する。

PHOENIX Alumni

個人情報の取り扱いと保護について

(個人情報保護方針)

令和6年6月16日制定

PHOENIX Alumni

1. 基本方針

東京実業高等学校マーチングバンド部 PHOENIX Alumni（以下「当会」という。）は、会員の個人情報を取り扱う個人情報取り扱い事業者であり、個人情報を適正に取り扱い、個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務を果たし、個人の権利利益の保護を図ります。

当会の個人情報の取り扱い方針ほか、個人情報保護法（以下「法」という。）に定められた個人情報利用目的等の諸事項については下記の通り公表し、当会が所有する個人情報を適正に取り扱います。

この取り扱い方針などを公表するため、当会事務局ホームページに掲載します。

2. 個人情報取扱事業者の名称

東京実業高等学校マーチングバンド部 PHOENIX Alumni

3. 当会が取得する個人情報について

当会は、入会・名簿登録申込書、グーグルフォーム入力フォーム、当会事務局への申出等、適法かつ適正な方法により個人情報（氏名、住所等で当該個人を識別できるもの）を取得します。

当会が取得する会員の個人情報は以下のとおりです。

【氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス・LINE ID・卒業年・卒業期】

4. 個人情報の利用目的について

ご提供いただいた情報は機密扱いとし、次の目的に使用します。

- (1) 会員名簿の作成、及び会員管理台帳等の作成
- (2) 会費、寄付金等の納入通知、および会費等の収納管理
- (3) ホームページの作成、および記念品、グッズ等の郵送
- (4) 各種催し物、お知らせ等のメール、及びハガキによるご案内
- (5) 当会事業に関連した事項についての各種問い合わせおよび依頼
- (6) その他 Alumni 業務を遂行するうえで必要な行為

5. 個人情報をご提供いただく場合

当会で個人情報をご提供いただくのは、以下の場合となります。

- ① 当会事務局から会員または東京実業高等学校マーチングバンド部卒業生本人へ直接提供依頼する場合
- ② 会員本人の同期生や家族から間接的に事務局へご連絡いただく場合
- ③ 会員本人から事務局へ直接ご連絡いただく場合

6. 個人情報の管理

当会では、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩または再提供（「11. 個人情報の第三者への情報提供について」に記載する場合を除きます）などの無いように、適切な管理を実施いたします。また、個人情報の処理を外部に委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っている委託先を選定し、契約等を通じて、必要かつ適切な監督を行います。

7. 個人情報の保有データ等の開示

本人もしくはその代理人から、当会の個人情報の利用目的、ならびに当会が保有する当該個人データの開示を求められた時は、本人に対して口頭又は文書により速やかに開示します。

8. 個人情報の保有データの訂正等

本人もしくはその代理人により、本人個人のデータの内容が事実でないという理由によって、データの訂正、追加、削除の申出があった時は、当会が必要な調査を行い、その結果にもとづき必要な訂正等の措置をとります。訂正等を行った時はその旨を、訂正等の措置をとらない時はその旨と理由を本人に通知します。

9. 個人情報の保有データの利用停止等

本人もしくはその代理人により、利用目的、適正な取得、および第三者提供の制限に違反しているという理由によって、個人データの利用停止、消去の申出があった場合で、その求めに正当な理由があることが判明した時は、利用停止等の措置をとります。利用停止等を行った時はその旨を本人に対して口頭または文書で通知し、当会ホームページにおいて利用停止の措置をとったことを公表します。なお、利用停止等の措置をとらない時はその旨と理由を口頭又は文書で本人に通知します。

10. 開示等の手続き

個人情報の利用目的の開示、保有する個人データの開示、個人データの訂正等、個人データの利用停止等を求める場合は、本人もしくは代理人がメールで当会事務局（p.regiment.alumni@gmail.com）に申し出る事とします。

11. 個人情報の第三者への情報提供（原則として第三者には提供いたしません）

当会では、会員本人の同意を得た場合以外は、Alumni 会員以外の第三者に提供を行いません。ただし、当会が事業を行うために業務を委託する外部業者に対し提供する場合、警察や裁判所等の公的機関から法律に基づく手続において照会を受けた場合、会員の行為によって Alumni 会則等に反し、Alumni の権利や財産等を保護するため必要と認められる場合、及び人命・身体・財産等に対する緊急の必要性がある場合は除きます。

12. 利用目的の変更

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連する合理的な範囲内で変更することとし、変更した利用目的について、ホームページに掲載します。

13. データ内容の正確性の確保

保有する個人データは、常に正確かつ最新の内容となるよう努めます。

14. 個人情報の安全管理への配慮

個人情報の取り扱いにあたっては、紛失、破壊、改ざん、漏泄等が無いように次に掲げる保護措置を講じ、安全管理には十分配慮します。

- (1) 会員名簿、および会員管理台帳情報は、パソコンによる電子データを作成し、クラウド上に保管、管理をします。また、その電子データのバックアップデータを記憶させた記憶媒体は、当会事務局内に施錠の上保管します。
- (2) 会員名簿、および会員管理台帳情報にかかるクラウドへのアクセス権限は以下の者に限ります。
【会長・副会長・会計・事務局長】
- (3) 前項のパソコンにおける会員名簿、および会員管理台帳情報については、適当なパスワードを設定し適時更新します。
- (4) やむを得ず、会員名簿、および会員管理台帳情報管理へのアクセス権限がある者以外のパソコンで個人情報を取り扱う場合は、使用するパソコンのハードディスクには個人情報は複写せず、情報の漏泄が無いようにします。

15. 従事者の教育

個人情報を取り扱う当会の従事者に対して、個人情報保護についての教育を日常的に行い、個人情報の秘密保持、安全管理が図られるよう徹底します。

16. 個人情報管理責任者の配置

個人情報を取り扱う責任者を置き、適切な管理を行います。

17. お問い合わせ

当会の個人情報保護方針に関する、ご意見、ご質問、苦情の申出その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口にご連絡ください。適切、迅速な処理に努めます。

東京実業高等学校マーチングバンド部内 PHOENIX Alumni 事務局

住所：〒144-0051 東京都大田区西蒲田 8-18-1

Email：p.regiment.alumni@gmail.com

18. 法令等の遵守・個人情報保護基本方針の改定

当会では、日本国における法令等に従った個人情報の管理、利用を行います。当会では、日本国における法令等の変更に合わせて、個人情報の保護をより確かなものとするため、またはその他の理由により、個人情報保護基本方針を改定させていただくことがございますので、定期的に個人情報保護基本方針のご確認をしていただきますようお願いいたします。